

防犯灯設置費補助金申請要領

このことにつきましては、『自治会運営の手引』にも記載してありますが、下記の要領に基づき、申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、工事着工前に必ず申請書を提出していただく必要があります。

順番	事項	事務の詳細
1	交付申請書を市に提出	<p>[必要書類]</p> <p>(1) 防犯灯設置費補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 防犯灯設置業者の見積書の写し（原本可） ※ 設置業者の印は、<u>会社印ではなく代表者印（または私印）</u>を押印してもらってください。</p> <p>(3) 防犯灯設置予定箇所の位置図（住宅地図のコピー可）</p> <p>(4) 防犯灯設置前の現地写真（現況写真） ※ <u>全体的な背景も含め撮影したもの</u>をお願いします。</p> <p>(5) 補助金の振込口座の通帳コピー</p>
2	決定通知書	市から補助金交付決定通知書が届きます。
3	工事着手	
4	工事完了 防犯灯設置完了届を市に提出	<p>[必要書類]</p> <p>(1) 防犯灯設置完了届（様式第6号） ※ <u>会長印は申請書と同一のもの</u>で押印ください。 ※ 設置業者の印は、<u>見積書と同一の代表者印</u>を押印してもらってください。</p> <p>(2) 防犯灯設置業者が発行した領収書のコピー ※ 設置業者の印は、<u>見積書及び完了届と同一の代表者印</u>を押印してもらってください。収入印紙が必要な場合は、<u>収入印紙の貼付</u>をお願いします。</p> <p>(3) 防犯灯設置後の現地写真（現況写真） ※ 申請書に添付された<u>設置前の写真と同じ方向から撮影したもの</u>をお願いします。</p> <p>(4) 防犯灯設置費補助金請求書（様式第8号） ※ <u>会長印は申請書と同一のもの</u>で押印ください。本来、確定通知後の提出書類であるため、日付は記入しないでください。</p>
5	確定通知書	市において防犯灯設置完了届等を審査した後、補助金確定通知書が送付されます。
6	補助金の交付	設置団体の振込口座に補助金を振込みます。

※ 補助金交付申請時と事業内容に変更が生じた場合(防犯灯設置数、防犯灯設置業者の変更等)は、防犯灯設置事業計画変更承認申請書の提出が必要になります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【提出及び問い合わせ先】

本庁コミュニティ課及び各支所地域振興課

本 庁：コミュニティ課 電話 23-5111（内線 4614）

各支所：地 域 振 興 課